



2017年11月10日

各位

本店所在地 東京都千代田区麹町二丁目1番地
会社名 そーせいグループ株式会社
(コード番号 4565 東証マザーズ)

代表者 代表執行役社長 CEO ピーター・ベインズ
問い合わせ先 コーポレートコミュニケーション部 伴瀬晴美
電話番号 03-5210-3290 (代表)

新株式発行に関するお知らせ

2017年11月10日開催の当社取締役会において、自社開発・商品化の可能な総合グローバルバイオ医薬品企業となるという戦略の一環として、海外市場における新株式発行を行うことについて下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

医薬品開発に関する既存のパイプライン（開発品群）の開発並びにレビー小体型認知症を含む新規パイプラインに係る創薬及び研究開発に係る費用、一般事業への使用を目的としています。

当社はこれまでもパイプラインの開発を順調に進めてまいりました。今後も本資金調達によって得る資金を活用し、開発を進めてまいります。

今回の資金調達手法を決定する上では、当社の事業地域の多様化と併せて株主構成の多様化を達成すべく、海外市場のみでの新株式発行といたしました。

記

1. 海外募集による新株式発行

(1) 募集株式の種類及び数

下記①及び②の合計による当社普通株式 2,070,000 株

①下記(4)に記載の引受人の買取引受けの対象株式として当社普通株式 1,800,000 株

②下記(4)に記載の引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 270,000 株

(2) 払込金額 の決定方法

日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、平成 29 年 11 月 20 日（月）から平成 29 年 11 月 22 日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。

ご注意: この文書は、当社の海外における新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国内においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、当社普通株式について、米国において公募又は公への販売は行われません。この文書の米国内での配布は禁止されています。

- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 海外市場（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144 A に定義される適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集（以下「海外募集」という。）とし、J.P. Morgan Securities plc 及び Merrill Lynch International をそれぞれ共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に募集に係る全株式を個別買取引受けさせる。また、引受人に対して上記（1）②に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。
- なお、海外募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 払込期日 平成 29 年 11 月 27 日（月）から平成 29 年 11 月 29 日（水）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 4 営業日後の日とする。
- (7) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (8) 申込証拠金 1 株につき発行価格と同一の金額
- (9) 申込株数単位 100 株
- (10) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他海外募集による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表執行役社長 CEO ピーター・ベインズに一任する。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	16,979,984 株	（平成 29 年 11 月 7 日現在）
海外募集による増加株式数	2,070,000 株	（注）
海外募集後の発行済株式総数	19,049,984 株	（注）

- （注） 引受人が上記「1. 海外募集による新株式発行」（1）②に記載の権利の全てを行使した場合の株式数です。

3. 調達資金の用途

(1) 今回の調達資金の用途

今回の海外募集による手取概算額上限 200 億円について、以下のとおり充当する予定です。

具体的な用途	概算上限額	支出予定時期
医薬品開発に関する既存のパイプライン（開発品群）の開発並びにレビー小体型認知症を含む新規パイプラインに係る創薬及び研究開発に係る費用（注1）	160 億円	2017 年 12 月 1 日から 2022 年 11 月 30 日
一般事業目的（注2）	40 億円	

（注1）これらにつきましては、上記の支出予定時期の期間内で、研究開発の進捗に合わせて支出する予定です。

（注2）一般事業目的としては人件費、研究開発を支える本社機能の強化に関する費用等を見込んでおります。

（注3）調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

該当事項はありません。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として認識しております。

医薬品の開発には多額の先行投資と、長期に亘る開発期間が必要となります。このような業界の特性を踏まえ、当社はパイプライン（開発品群）の開発を積極的に推進し、企業価値を高めることが株主の皆様への利益還元につながると考えております。今後につきましても、当分の間はパイプラインの価値増大を目指し、医薬品の研究開発に重点を置く所存です。なお、利益配当については、財政状態が好転し、その時点における経営成績及び財政状態を勘案しつつ検討をする所存です。

また、当社は剰余金の配当について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることを定款で定めております。なお、期末配当の基準日は毎年3月31日とし、中間配当の基準日は毎年9月30日としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載の通りであります。

(3) 内部留保資金の用途

パイプラインの価値増大を図るため、医薬品の研究開発費を中心として、有効的な投資をしてまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり連結当期純利益 (△)	37.51円	△93.60円	579.97円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	10.00円 (-)	- (-)	- (-)
実績連結配当性向	26.66%	-	-
修正連結配当性向	26.66%	-	-
1株当たりみなし配当金	-	-	-
親会社所有者帰属持分法当期 利益率 (△)	3.6%	△7.6%	37.7%

(注) 実質連結配当性向、修正連結配当性向及び1株当たりみなし配当金は、平成28年3月期及び平成29年3月期において配当を行っていないため表示していません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は以下の通りであります。なお、今回の海外募集後の発行済株式総数(19,049,984株)(引受人が上記「1. 海外募集による新株式発行」(1)②に記載の権利の全てを行使した場合の株式数です。)に対する下記の交付株式残数合計の比率は3.2%となる見込みであります。

(注) 下記交付株式残数が全て新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

(平成29年11月7日現在)

取締役会決議日	交付株式残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本繰入額	行使期間		
				自	至	
平成22年9月6日	9,000株	648円	324円	自	平成24年9月7日	
	11,500株	648円	325円		至	平成32年9月6日
平成27年11月13日	50,400株	4,130円	2,196円	自	平成29年7月1日	
	407,300株	4,130円	2,206円		至	平成32年6月30日
平成29年5月15日	97,100株	12,349円	6,175円	自	平成32年7月1日	
	7,000株	12,340円	6,170円		至	平成39年4月30日
	25,400株	12,340円	6,170円			

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

公募増資

発行期日	2015年9月16日
調達資金の額	7,836,184,700円(手取概算額)
発行価額	1株当たり3,460.76円
募集時における発行済株式総数	13,797,000株
当該募集による発行株式数	2,282,500株
募集後における発行済株式総数	16,079,500株
発行時における資金使途	Heptares社買収に伴う短期借入金200億円の返済資金
発行時における支出予定時期	2015年9月末まで
現時点における充当状況	充当終了

第三者割当による新株式発行（オーバーアロットメントに伴う売出しに関連した第三者割当）

発行期日	2015年9月28日
調達資金の額	849,538,100円(手取概算額)
発行価額	1株当たり3,460.76円
募集時における発行済株式総数	16,079,500株
当該募集による発行株式数	247,500株
募集後における発行済株式総数	16,327,000株
割当先	みずほ証券株式会社
発行時における資金使途	Heptares社買収に伴う短期借入金200億円の返済資金
発行時における支出予定時期	2015年9月末まで
現時点における充当状況	充当終了

第三者割当増資

発行期日	2015年12月16日
調達資金の額	4,017,351,508円(手取概算額)
発行価額	1株当たり8,537円
募集時における発行済株式総数	16,332,500株
当該募集による発行株式数	471,284株
募集後における発行済株式総数	16,803,784株
割当先	ファイザー製薬株式会社
発行時における資金使途	StaR [®] 技術(GPCR構造ベース創薬技術)を活用した新規医薬品の研究への充当
発行時における支出予定時期	2016年1月から2019年3月まで
現時点における充当状況	計画通り充当しております。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始値	2,640円	3,055円	16,100円	10,900円
高値	6,000円	18,900円	26,180円	13,080円
安値	1,854円	2,882円	10,380円	8,590円
終値	3,025円	16,230円	10,880円	10,660円
株価収益率	178.57倍	一倍	183.01倍	一倍

(注1) 株価は、株式会社東京証券取引所市場マザーズにおけるものであります。平成30年3月期の株価については、平成29年11月9日現在で表示しています。

(注2) 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成28年3月期に関しては当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、平成30年3月期については未確定のため表示していません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

- ① 当社は引受人に対して、発行価格等決定日に始まり、受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間中は、引受人の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券又は当社普通株式を取得する権利が付された有価証券に関し、それらの受渡が現金により決済されるか否かにかかわらず、(i)募集、担保設定、売却、売却契約の締結、購入オプションの売却若しくは購入契約の譲渡、売却オプションの購入若しくは売却契約の譲受、購入若しくは交付その他の処分に係るオプション、権利若しくはワラントの直接又は間接的な付与、金融商品取引法若しくは1933年米国証券法に基づく届出又は募集、売却、担保設定、

処分若しくは届出を行う意思の公表、(ii)その一部若しくは全部につき、所有権が経済的に移転することとなるスワップ取引等を行わない旨を合意しております(ただし、(A)海外募集において当社により売却される株式、(B)当社が既存のストックオプションプランに基づき付与している当社の新株予約権の行使に伴う当社の普通株式の発行、(C)既存のストックオプションプランに基づく当社又は当社の子会社の従業員又は役員に対する当社の新株予約権の付与又は発行及び(D)当社の単元未満株保有株主に対する、その保有株式を単元株とすることを目的とする当該株主に対する当社普通株式の売却については除く。)

- ② また、当社の代表執行役エグゼクティブ・チェアマンである田村眞一、代表執行役社長 CEO であるピーター・ベインズ及び執行役副社長 CFO であるアンドリュー・オークリーは、引受人に対して、本日に始まり、受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間中は、引受人の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券又は当社普通株式を取得する権利が付された有価証券に関し、それらの受渡が現金により決済されるか否かにかかわらず、(i) 募集、担保設定、貸与、売却、売却契約の締結、購入オプションの売却若しくは購入契約の譲渡、売却オプションの購入若しくは売却契約の譲受、購入若しくは交付その他の処分に係るオプション、権利若しくはワラントの直接又は間接的な付与又は募集、売却、担保設定、貸与若しくは処分を行う意思の公表、(ii) その一部若しくは全部につき、所有権が経済的に移転することとなるデリバティブ取引等を行わない旨を合意しております。

ただし、上記三名により、発行済のストックオプション又は新株予約権が普通株式へ転換される場合は除きます(当該転換により取得される当社普通株式は上記制限の対象になります)。

- ③ なお、上記の場合において、引受人は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又は上記各期間を短縮する権限を有しております。

(5) オーバーアロットメント等について

海外募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、当社普通株式の追加的な募集(以下「オーバーアロットメント」という。)が行われる場合があります。オーバーアロットメントの対象となる当社普通株式数は、270,000 株を予定しておりますが、当該株式数は上限の株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントに関連して、オーバーアロットメントに係る受渡しに必要な株式を引受人に取得させるために、上記 1. (1)に記載の通り、引受人に対し追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与しております。

また、引受人は、発行価格等決定日の翌日から引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使期限までの間(以下「本件市場買付期間」という。)、オーバーアロットメントに係る受渡しに充当することを目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントの対象となる当社普通株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「本件市場買付け」という。)を行う場合があります。引受人が本件市場買付けにより取得した全ての当社普通株式は、オーバーアロットメントに係る受渡しに充当されます。なお、本件市場買付期間内において、引受人は本件市場買付けを全く行わず、又はオーバーアロットメントの対象となる当社普通株式数に至らない株式数で本件市場買付けを終了させる場合があります。